

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（先駆型、横展開型、Society5.0型）及び地方創生拠点整備タイプ（令和5年度当初予算分））を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について（第67回地域再生計画認定申請受付）における主な変更点等について

本資料は、「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（先駆型、横展開型、Society5.0型））」（以下、本連絡においては「地方創生推進タイプ」という。）及び「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ（令和5年度当初予算分））」（以下、本連絡においては「地方創生拠点整備タイプ」という。）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について（第67回地域再生計画認定申請受付）における主な変更点等について概要をまとめたものです。

1. 本認定回からの変更点

（1）支援措置名称の変更について

地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金については、デジタル田園都市国家構想交付金創設に伴い、本認定回から支援措置名称を次表のとおり変更しております。認定申請の際は、旧支援措置名称を使用しないよう御注意ください。

新	旧
地方創生推進タイプ【A3007】	地方創生推進交付金【A3007】
地方創生拠点整備タイプ【A3016】	地方創生拠点整備交付金【A3007】

（2）地域再生計画と実施計画等の様式の一体化について

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）を踏まえて、本認定回から地域再生計画と地方創生推進タイプの申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備タイプの申請に係る施設整備計画（以下「実施計画等」という。）の様式の一体化を行いました（以下、様式の一体化に伴い新たに作成した様式を「新様式」という。）。

（3）地域再生計画の作成方法について

これまでの地域再生計画は、実施計画等（Excelファイル）を作成後、別途、作成支援ツールを活用し、実施計画等の記載内容を地域再生計画（Wordファイル）に転記することにより作成いただいていたおりましたが、新様式は地域再生計画と実施計画等が同一のExcelファイルとなっているため、地域再生計画上必要となる記載事項が実施計画等シートから地域再生計画シート（別シート）へ自動的に転記されることになりました（実施計画等の作成と同時に地域再生計画が作成されることになりました。）。作成方法の詳細につきましては、地方創生推進タイプ担当及び地方創生拠点整備タイプ担当から通知する事務連絡別紙3記載要領を御確認ください。

(4) 地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプの継続事業に係る地域再生計画の変更認定申請について

様式の一体化に伴い、本認定回における地方創生推進タイプ又は地方創生拠点整備タイプの継続事業に係る地域再生計画の変更認定申請において、**新様式を使用する必要があります。**

現行の認定地域再生計画と新様式で作成した地域再生計画の内容につきましては、**必ず各地方公共団体の責任において**御確認していただき、変更が生じる場合には変更認定申請を行ってください。

なお、変更認定申請が必要な案件であったにもかかわらず、変更認定申請が行われなかった場合には、支援措置の活用が認められない場合もございますので、**必ず各地方公共団体の責任において**変更認定申請の可否を御確認ください。

※支援措置名称のみの変更は、地域再生計画の実施に支障がない変更であることから軽微な変更該当するため、支援措置名称の変更のみを行おうとする場合には、地域再生計画の変更認定申請は不要となります。

(5) 地方創生推進タイプ又は地方創生拠点整備タイプとその他の支援措置を同一の地域再生計画に併記する（している）場合の取扱い

様式の一体化により、実施計画等を作成することで地域再生計画が自動的に作成されることとなりますが、実施計画等には、その他の支援措置の内容を記載することができないため、新規事業について地方創生推進タイプ又は地方創生拠点整備タイプとその他の支援措置を同一の地域再生計画に併記することはできません。

なお、地方創生推進タイプ又は地方創生拠点整備タイプとその他の支援措置を同一の地域再生計画に既に併記している場合の変更認定申請については、従前の地域再生計画の様式（wordファイル）を使用し、地域再生計画担当に直接御提出いただくこととなりますので御注意ください。認定申請の方法につきましては、「第67回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（通知）」（令和4年12月23日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）を御参照ください。

(6) 地域再生計画と実施計画等の提出窓口の一本化について

これまでは、地域再生計画及び実施計画等の提出書類は、それぞれ異なる窓口提出していただいていたところですが、本認定回から提出窓口を一本化することになりました。これに伴い、地域再生計画の認定申請における申請書類のうち、地域再生計画（新様式）については、実施計画等と同一のExcelファイルとなるため、実施計画等を提出することで、自動的に地域再生計画も提出されることとなります。ただし、認定申請に当たっては、認定申請における全ての申請書類を提出していただく必要があるため、実施計画等の提出のみをもって地域再生計画の認定申請が行われたことにはならないことに御留意ください。地域再生計画の認定申請の方法につきましては、必ず本事務連絡「2 認定申請」を御確認いただき、認定申請に必

要な提出書類を添付の上、認定申請を行ってください。なお、実施計画等の提出に必要な提出書類につきましては、地方創生推進タイプ担当及び地方創生拠点整備タイプ担当から通知する事務連絡を御確認ください。

2. 地方版総合戦略について

(1) 地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプに係る地域再生計画認定申請において提出する地方版総合戦略

各地方公共団体における地方版総合戦略（以下「戦略」という。）について、本認定回の認定申請日前後において戦略の終期を迎える場合は、地域再生計画の認定申請においては、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプを活用する事業の事業実施期間（以下「事業期間」という。）の始期（交付金については交付決定日）において計画期間にある戦略を認定申請書類として提出してください（事業期間中に現行戦略の終期を迎える場合は、次期戦略の提出が必要となる場合があります。）。また、原則として、現行戦略と次期戦略は「切れ目が生じないように」策定することが必要ですが、次期戦略の策定が認定申請時期までに間に合わない場合は、次期戦略を認定申請時点版（案）で御提出いただき、新しい戦略における事業期間の始期（交付金については交付決定日）までに策定し、速やかに確定版を内閣府地方創生推進事務局まで御提出いただく必要があります（提出方法については、後日お知らせいたします。）。

なお、今般提出予定の戦略が読替え通知等により延長した場合であって、当該戦略自体の記載を変更しなかったときは、戦略と併せて当該読替え通知等を御提出ください。

(例) 地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプを活用する事業の事業期間の始期が令和5年4月1日である場合において、次期戦略の計画開始日が

○令和5年4月1日までの場合

- ・ 次期戦略※

○令和5年4月2日から令和6年3月31日までの場合

- ・ 現行戦略（次期戦略の計画開始日の前日まで計画期間延長したものに限る。）
- ・ 次期戦略※

○令和6年4月1日以降

- ・ 現行戦略（次期戦略の計画開始日の前日まで計画期間延長したものに限る。）

※ 次期戦略の策定が認定申請時点までに間に合わない場合は、次期戦略を認定申請時点版（案）で御提出ください。確定版の提出方法については、後日御連絡させていただきますが、新しい戦略における事業期間の始期（交付金については交付決定日）までには策定し、速やかに確定版を内閣府地方創生推進事務局に御提出ください。

(2) 地方版総合戦略の策定に伴い地域再生計画を変更する場合の取扱い

素案段階の次期地方版総合戦略をもとに作成し、認定申請を行った地域再生計画について、次期総合戦略（確定版）が作成されるに当たり、素案段階から内容が変更となった場合であって、基本目標の施策分野が変更される等、地域再生事業の内容に大幅な変更がある場合（例：基本目標1 雇用を創出する → 基本目標1 育児・子育てを支援する）は、次回の認定回で変更認定申請を行ってください。

また、前期の地方版総合戦略をもとに作成し、認定された地域再生計画について、次期総合戦略策定に伴い、地域再生事業の内容に大幅な変更がある場合は、本認定回で変更認定申請を行ってください。